

ふくぎん後見制度支援預金規定 ※下線が追加・修正部分

改定前	改訂後
6. 各種お取引の制限 ①～②（略） ③ インターネットバンキングの利用 ④～⑤（略） ⑥ 投資信託や公共債（特定口座）等の資金決済口座としての利用 7. 8.（略） 9. 適用条項 （1）この規定に定めのない事項については、普通預金規定が適用されるものとします。 （2）この規定と普通預金規定が抵触する場合には、この規定が優先して適用されるものとします。	6. 各種お取引の制限 ①～②（略） ③ インターネットバンキング・<u>アプリバンキング</u>の利用 ④～⑤（略） ⑥ <u>証券口座（株式・投資信託・公社債等）の指定預金口座としての利用</u> ⑦ <u>総合口座の利用</u>（新設） ⑧ <u>ふくぎん Web 口座（通帳不発行口座）の利用</u>（新設） 7. 8.（略） 9. 適用条項 （1）この規定に定めのない事項については、<u>預金等共通規定および普通預金規定</u>が適用されるものとします。 （2）この規定と<u>預金等共通規定および普通預金規定</u>が抵触する場合には、この規定が優先して適用されるものとします。